

教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

< 目 次 >

はじめに	2
第1章 教育啓発特定事業について	4
1-1 教育啓発特定事業の実施のポイント	4
1-2 心のバリアフリーと障害の社会モデル	6
1-3 教育啓発特定事業の実施内容	11
1-4 教育啓発特定事業の進め方	14
第2章 実施マニュアル（バリアフリー教室編）	
第3章 実施マニュアル（まち歩き点検等編）	
第4章 実施マニュアル（シンポジウム・セミナー編）	
第5章 実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）	

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

なお、教育啓発特定事業においては、市町村が小中学校等と連携し、児童生徒等を対象として実施することも有効であり、バリアフリー法では教育啓発特定事業の一つとして、学校連携教育事業（詳細は p.4 を参照してください。）が位置づけられています。



学校連携教育事業は、小学校、中学校、高等学校、大学等の各段階における学習・教育内容と連携して実施することが想定されますが、本ガイドラインにおいては、特に児童生徒の理解度等に応じてさまざまな工夫が必要となる小中学校と連携した取組の実施にあたってのポイントを上図のイラストにより記載していますので必要に応じて参照してください。

※本ガイドラインで使用する用語は、バリアフリー法との整合を図る観点から、以下の通り表記しています。

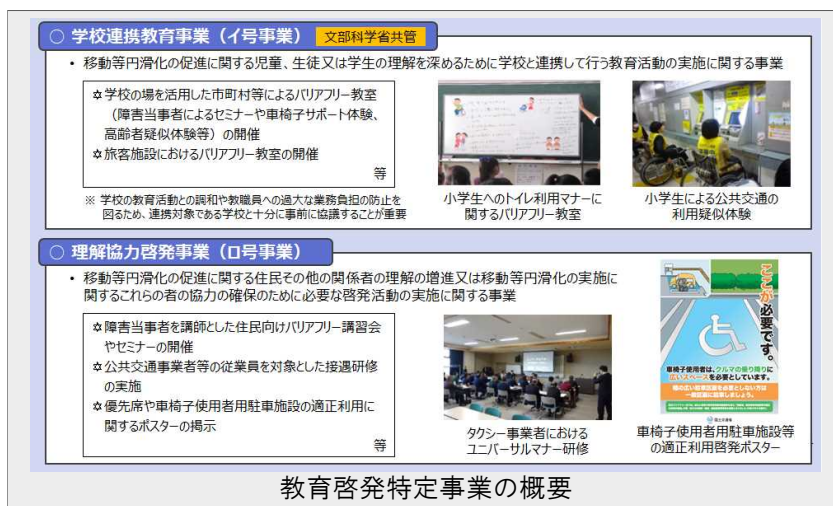
- ・「障害」や「障がい」は「障害」で統一
- ・「車椅子」や「車いす」は「車椅子」で統一

第1章 教育啓発特定事業について

1-1 教育啓発特定事業の実施のポイント

教育啓発特定事業は、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（以下、「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成する**バリアフリー基本構想※**に位置付けて実施するものです。

教育啓発特定事業として実施することにより、関係する市町村又は施設設置管理者による**事業の実施が義務付けられる**こととなるため、関係事業者や市町村関係部局等における事前の協議を十分に行いつつ進めることが必要となります。



○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共済

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ☆ 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ☆ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

※ 学校の教育活動との混同や教職員への過大な業務負担の防止を回するため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要

○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ☆ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ☆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施
- ☆ 優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

教育啓発特定事業の概要

※バリアフリー基本構想については、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和3年3月、国土交通省）を参照してください。

移動等円滑化を図り、高齢者・障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設や経路に関する適切なハードの設計・整備に加えて、**意識向上などのソフトの取組を「心のバリアフリー」として一体的に実施することが効果的**です。バリアフリー基本構想では、これまでもまちのバリアフリーの実現に関連する事業として、「心のバリアフリー」等のソフト事業が位置づけられてきましたが、このような取組を教育啓発特定事業として実施するにあたり、以下のようなポイントがあります。

◆ 教育啓発特定事業を実施する意義と実施のポイント

1. 障害当事者を含む多様な関係者が連携した心のバリアフリーの取組の展開

教育啓発特定事業の実施主体は、基本構想を作成する市町村又はハード整備事業等を実施する施設設置管理者ですが、これらの事業主体以外であっても、**障害当事者団体、社会福祉協議会、障害のある人への支援等に関わる社会福祉法人やボランティア団体、地域で支援活動を行うNPO法人**や、学校連携教育事業の場合は**学校等**、理解協力啓発事業の場合は**関係事業者や施設利用者（地域住民を含む）等のさまざまな関係者と、お互いに連携**しながら事業を進めることが重要です。また、市町村が実施主体となる場合には、まちづくり部局、福祉部局、学校連携教育事業の場合は教育部局等の**多様な部局が連携**して事業を実施する必要があります。

特に、心のバリアフリーについての理解増進や普及啓発を図るためには、**当事者の意見等を反映するための当事者参画**が不可欠であり、障害の有無に関わらず、また障害の有無により区別されたり特別扱いされることなく、参加者全員がバリアフリーについて考える参加型イベントとすることが有効です（第2章以降の各実施マニュアルにおいては、事業内容に応じた当事者参画等の考え方を記載していますので、参照してください）。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の増加を防ぐため、事前に連携対象である学校と十分に協議を行うことが必要です。

- 事業の計画を作成する際に、あらかじめ事業の内容や時期、対象とする児童生徒の範囲等について調整を図る必要があります。また、関係する学校において既に実施されている教育活動に体験型学習等を組み合わせることで新たな付加価値を提供するなど学校に過度の追加的な負担を生じさせない工夫が有効です。

また、実施にあたっては、教職員の方々にもあらかじめ「心のバリアフリー」、「障害の社会モデル」（詳細は1－2を参照）の概念について理解してもらうことが重要です。

2. 計画的かつ継続的な取組の実施

教育啓発特定事業として事業を実施する場合には、教育啓発特定事業計画に基づく事業の実施が義務付けられることとなります。このため、関係事業者等と調整しつつ、取組を計画的かつ継続的に実施することが必要となります。また、中長期的な取組内容をバリアフリー基本構想に位置付け、継続的な事業の実施に取り組む事例もみられます。

また、教育啓発特定事業として実施する取組の成果を検証しつつ、今後取り組むべき内容が変化していくことも想定されるため、必要に応じて事業実施後に得られたフィードバックを踏まえ、定期的に取り組む内容の見直しを行うことも考えられます。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○学校の教育（指導）内容や児童生徒等の理解度に応じて、計画的に事業を実施することが必要です。

学校連携教育事業として実施する場合には、児童生徒の発達の段階に応じた内容を検討するとともに、各教科等における学習内容との関連や教育課程上の位置付けについて十分考慮することが必要です。また、その際には障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ機会をつくったり、地域の障害のある方等と触れ合い、共に活動したりすることで、障害や障害のある子供への理解促進に繋がるよう、計画的に事業を実施することが重要です。

児童生徒や事業実施者にとって過度な負担とならないことや、児童生徒等の学びが十分に保障されることを前提として、長期継続的な計画・実施に努めることが必要となります。

【参考：学習指導要領における「心のバリアフリー」に関わる記述例（抜粋）】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

資料：小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）（文部科学省、平成29年）

1-2 心のバリアフリーと障害の社会モデル

教育啓発特定事業を実施するにあたっては、「心のバリアフリー」と「障害の社会モデル」について事業主体だけでなく、各連携主体が理解した上で事業を進めることが不可欠です。



ここがポイント💡

- 👉 事業に関わるすべての方々が「心のバリアフリー」と「障害の社会モデル」についての正しい理解を得ることが重要です。
- 👉 児童、生徒、学生を対象とする場合には、このような考え方を単なる知識としてではなく、自分事として理解するための説明内容の工夫が必要です。

◆ 「心のバリアフリー」とは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者、障害者等に対して、国民ひとりひとりがその特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる「共生社会」を実現するためには、「心のバリアフリー」を推進することが重要だと考えられています。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、**様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと**を意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

【「心のバリアフリー」を体現するための 3 つのポイント】

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリア」を個人の理解や優しさの不足に限定するのではなく、障害のある人達が様々なバリア（障壁）に遭遇せざるを得ないという問題の根源は、**障害のある人達のことを考慮せずに構築されたハード面の施設・設備及び「社会のあり方や仕組み」と捉えるとともに、心のバリアフリーの取組を通じて、社会の側がどのように変容していくべきか**といったことを考えることが大切です。また、心のバリアフリーの取組に関わる各主体が、障害の特性や個人特性の違いがあることについて、正しく理解し、認識することが必要です。

(参考) 主な障害の特性と移動の際の困りごと

対象者	主な特性	移動の際の主な困りごと
視覚障害者	● 障害の程度により、大きく全盲と弱視(ロービジョン)に分けられる ● 光を感じる/感じない、物の輪郭が判別できない、視野の一部が欠けている、色の判別が困難、暗い/明るいところでは見えにくいなど症状はさまざま ● 白杖や盲導犬を利用する人、ガイドヘルパーと一緒に歩く人、白杖をシンボルとして持っているが利用せずに歩く弱視の人など、人によって支えが異なる	● 視覚的な案内のみで音声・音響、点字や拡大文字による案内がないと情報を得にくい ● 移動の手がかりとなる周りの状況や掲示物などを見ることも困難 ● 不慣れた場所や混雑した場所では方向が分からなくなることがある ● 階段からの転落や車、人、物などとの接触が危険・不安を感じる。特に誘導用ブロック(点字ブロック)の上の自転車・人・物や音響信号機のない横断歩道、ホームドア等のない駅ホームなど ● 周囲の人の有無が分からず、自ら助けを求めることが難しい
聴覚・言語障害者	● 外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ● 聞こえ方の程度には個人差があり、補聴器で会話が可能なの人もいるが、補聴器をつけても聴力レベルによっては効果がない、または周囲の雑音等でうまく聞き取ることができない人もいる ● 全ての人が手話を使えるわけではない ● 表情や身振り手振り、口話、筆談、手話などの視覚情報が頼り ● ろう高齢者の中には文章の読み書きが苦手な人もいる ● 聴導犬を利用する人もいる	● 外見では分からないため、誤解や障害を理解されないことがある ● 補聴器を使用している、周囲の雑音などで聞き取れない場合がある ● 音声や音響による情報が聞こえない、聞きとりにくい ● 音声や音響による情報だけでは、すぐに状況を理解することが難しい。マスクなどで口元が見えないとコミュニケーションしにくい ● 緊急時の連絡やコミュニケーション手段が、インターホンや電話、放送など音声によるものだけの場合がある ● 聴導犬の認知度が低く、ペットと間違われてしまうことがある
肢体不自由者・車椅子使用者	● 肢体不自由の原因により困難さには個人差がある ● 身体状況に応じて車椅子や杖、また介助犬を使用する人もいる ● 交通機関乗車時や食事時などは座席に移乗する人もいる ● 移動中は車椅子使用者や介助犬の十分なスペースが必要	● 階段や段差の上り下り等の垂直移動が困難 ● 車椅子では、狭い幅員での移動や段差、溝を越えることは困難 ● 車椅子が移動したり車椅子から移乗するスペースが確保されていない場合(多機能トイレ、十分な通路幅がないなど)、移動が困難 ● 車椅子では座位のため目の位置が低く、高い位置の取り出し困難
内部障害者	● 外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ● 人工肛門、人工膀胱を使用している人、酸素ボンベや人工呼吸器を携帯している人がある ● 体調が変化しやすい、骨折しやすい、風邪などの疾患がうつりやすいなどの不安がある ● ヘルプマークを持っている人がある	● 長時間立っていることや、長い距離を連続して歩いたり、階段の昇降が難しい ● 人工肛門、人工膀胱を使用している人の場合、オストメイトに対応した設備のあるトイレが必要
発達障害者	● コミュニケーションが苦手な人もいる。(思いを表す・表情の読み取り・言葉の意味理解や読み書きが困難な場合もある) ● こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手だったり、時間の感覚がわかりにくかったりする人もいる ● 視覚・聴覚・嗅覚・触覚等、感覚の過敏性がある。(僅か感覚刺激に反応し、急に身体を動かす・声を出す等の人もいる)	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある。言葉だけで困難な場合は、実際の動作を見せる・絵や写真等カードの提示が有効な場合がある) ● いつもと違う状況だと対応できない場合がある。上記に加え、見守り対応しながら状況に応じて直接介入することも重要 ● 疲れやすい人・気分を切り替える等、静かに休める場所が必要
知的障害者	● 話の内容を理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがある。通行する人を無表情で見たり、体をゆすったりする事がある ● 判断したり、見通しをもって考えることが苦手な人もいる ● 環境や状況の変化に柔軟に対応する事が苦手、いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ● 困ったことが起きても自分から助けを求めることができない人もいる。何でもハイ、大丈夫などと返事をしてしまう
精神障害者	● ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかったりする ● 人と対面することやコミュニケーションが苦手な人もいる	● 利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ● いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある ● 困ったことが起きても自分から助けを求めることができない人もいる
認知機能障害・高次脳機能障害	● 主に認知機能(理解する力や判断する力)などが低下すが、症状はさまざま ● 高齢者に多いが、若年性や軽度認知症の人もいる	● 目的地などを忘れてしまう、トイレや施設の入出口などが分からない ● 機械の操作や時刻表など複雑なことの理解が難しい ● 早口で話したり、複数のことをまとめて話したりすると理解できないことがある ● 上手くコミュニケーションをとれないことがある
重症心身障害	● 寝たきりで全介助の人が多く、呼吸管理、嚥下障害、排泄障害、体温調節が困難な人もいる ● 言語による理解・意思表出が困難。日頃から慣れた方が表情やサインを読み取ってコミュニケーションを図る必要がある ● 環境の変化に敏感。肺炎・気管支炎を起こしやすい、感染症にかかりやすい。自らの不調や痛みを自分で伝えられない ● 自らの意思表出は困難だが、周囲を理解している人もいる	● 体の変形や拘縮・筋緊張があり、ストレッチャータイプ等の大きな特殊型車椅子を、それぞれの体に合わせて作製し、人工呼吸器・吸引器・ネブライザーなどの医療機器や電源・酸素等を積むことで、荷物が多く移動が大がかりになる ● 姿勢について、呼吸と密接な繋がりがするため、移動時に注意が必要 ● てんかん発作や視力や聴力に問題を抱える人もいるため、眩しさや環境音に關しての配慮が必要 ● トイレ内では介助者が車椅子を転回できるスペースとユニバーサルベッドが設置されたバリアフリートイレがないと外出が難しい
高齢者	● 個人差はあるが、加齢により視力・聴力・筋力などの身体機能や体力が低下する人もいる	● 案内サインや小さな文字が読みにくい、機械の操作が難しい
妊産婦・子供連れ	● 妊娠初期は急な体調の変化や外見から気づかれにくい ● 妊娠後期におなかが大きくなってくるにつれて動きやすさが変化する ● ベビーカーを使用したり、乳幼児を抱きかかえて移動したりする ● 子供が騒がないか周囲を気にする	● 妊娠中でお腹が大きくなると、足元が見えにくく階段や段差の昇降が困難 ● 双子用ベビーカー等で利用できない出入口や通路がある
外国人	● 日本語による情報の理解や、コミュニケーションが困難であることが多い	● 日本語のみの案内では理解できないことが多い
その他	● (初めて訪れた人など)地域の状況を即座に把握しにくい	● スマートフォン等がない場合、現地での案内が頼りとなる

『みんなで作るバリアフリーマップ作成マニュアル(令和2年3月、国土交通省)』を基に加筆修正

◆「障害の社会モデル」とは

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方を「障害の社会モデル」と言います。

この障害の社会モデルの考え方は、2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において提示され、日本では条約の締結にあたり、2011年に改正された「障害者基本法」で明確化され、2013年に制定された「障害者差別解消法」で具体化されているほか、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」でも、その考え方が明確に記されています。

障害者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態をつくっており、**社会や環境のあり方・仕組みが“障害”を作り出していることを理解し、社会の責務として、この障壁を取り除いていく**必要があります。

このような考え方に従い、高齢者、障害者等の利用者の立場に立ち、社会的障壁を取り除いていくために何が必要かを考え、必要な施策を検討することが重要です。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○対象とする児童生徒等に応じて学習（指導）内容の工夫が必要です。

「障害の社会モデル」の概念を容易に理解することが困難な児童生徒等を対象とする場合には、「事前学習に活用可能な資料」等により、障害の社会モデルや心のバリアフリーについて、教職員の方々が正しく理解することを前提として、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じ、学習（指導）内容や指導方法の工夫を行うことで、障害の有無に関わらず、日常生活のさまざまな困りごとが社会的障壁により生じることを、まずは身近な視点から自分事として理解できるようにするといった内容の工夫が有効です。

この際には、単なる体験型の学習を実施するだけでなく、これとあわせて「心のバリアフリー」に関する正しい理解や認識を深める機会となるようにすることが不可欠です。また、身に付けた知識や体験したことを基に考えて話し合ったり、発表したりする機会を設けることも有効です。

児童生徒等に「障害の社会モデル」を説明するための工夫

<公益財団法人 日本ケアフィット共育機構>

相手の立場を理解し考え行動するためのワークを交えた授業である「思いやりおもてなし活動」（おも活）を実施しています。

おも活では、「困りごとに気づいて動く」、「違いを認め合い、相手の立場になって考える」とはどういったことなのかを、子どもたちに身近な学校のことや障害者の例を題材に、自主的な問いや考えを引き出せるようなカリキュラムにすることで、誰に対しても分け隔てなく接することのできる「心のバリアフリー」を目指しています。

また、児童等が「障害の社会モデル」に関する考え方を「自分事」として自然と理解できるように、真つ暗な世界を仮定して、視覚障害者と点字者の立場を逆転させることで社会が作り出す障害について実感させるような工夫も行っています。

夜のほしにも学校はあります
みんなはこのほしで育った真つ暗せいじんです。

このほしの学校はどうなっているでしょう？

みんなのまわりにある
「ふつう」をかんがえてみよう

目で見るのが
ふつうの信号

右利きのが
ふつうのはさみ

日本語が
ふつうのあんない

案内

みんな色々な「ちがひ」があることを考えよう

◆ ハードのバリアフリーと「障害の社会モデル」

「障害の社会モデル」においては、障害の生活上の困難の原因は**障害のない人を前提に作られた社会や環境のあり方・仕組みに原因（社会的障壁）がある**と考えます。この考え方は、心のバリアフリーとして、意識面だけでなくハードのバリアフリーに関する設計・整備においても反映される必要があります。

市町村や関係事業者等が協力しつつ、高齢者や多様な障害者等を含む**すべての関係者にとって公平な日常・社会生活の環境を確保できるよう、社会的障壁をなくす**努力が必要であり、そのためには**ハード面におけるまちのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーによるソフト面も総合的に機能**させる必要があります。

社会的障壁をなくし、共生社会を実現するためには、「**障害の有無に関わらず同じ環境が提供できているか**」を常に考え、**ハード・ソフトの両面**から社会的障壁を取り除いていくために、教育啓発特定事業としてどのような取組が望まれるかを検討することが必要となります。

知的・発達障害を対象とした「心のバリアフリー」の啓発

＜一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会＞

「障害者差別解消法」では、障害当事者に対する正当な理由のない差別的取扱いの禁止のほか、合理的配慮（障害ゆえのバリア（社会的障壁）を取り除くための手助け）の実施が求められています。一方で、特に知的・発達障害は必ずしもハードがバリアとなるわけではないため、バリアも合理的配慮も外形的には特定しにくいと言えます。

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会では、そのような外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性について、疑似体験等を取り入れながら地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解を広める「啓発キャラバン隊」の活動を推進しています

外形的に障害の状況が分かりにくい知的・発達障害の特性を知ること
で、合理的配慮や建設的対話が広がる効果が期待されます。



「心のバリアフリー」及び「障害の社会モデル」等の用語に関する詳しい解説については、『公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月改訂）』第1部「2. 移動等円滑化整備の基本的考え方」に記載されている「（コラム1）共生社会の新しいモデル」もあわせて参照してください。

《本項を理解するにあたってのキーワード》

・「心のバリアフリー」

・「障害の社会モデル」と「障害の個人モデル（医学モデル）」

◆ 障害当事者の参画の意義

心のバリアフリーの取組を行うにあたり、障害当事者に参画いただき、直接講義やコミュニケーションを行うことは、多様な人々と暮らしていることについて、理解を深め、ともに考えるうえでとても重要です。

また、**障害の社会モデルを理解した障害当事者（又はその家族等の支援者）が研修等に参画することは**障害の社会モデルの理解を深めることにも繋がります。

研修等に参画する障害当事者は、社会モデルを体得している、どのようなサポートが必要かを伝えられるなどのスキルが必要であり、**スキルに応じて講師、アドバイザー、サポートスタッフなど様々な役割**で参画いただくことが大切です。障害当事者により具体的な事例を含めて理解を促すことにより、多様な人々と暮らしていることを実感し、共生社会について考えるきっかけをつくることが期待できます。

■ 主な役割と必要なスキル

- **講師として研修を任せる場合**は、社会モデルを体得しており、効果的に研修を運用できるスキルが必要
 - 自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができ、また研修実施の時間配分や受講生の理解に気を配ることのできるスキルが必要。
- **ファシリテーターとともに研修を運営する場合**は、社会モデルを体得しており、ファシリテーターをサポートするスキルが必要
 - 基本的な研修の運営はファシリテーターに任せ、障害者の視点（自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができる）を研修に活かすことのできるスキルが必要。
- **研修内容に対するアドバイザーとして参画する場合**は、社会モデルを体得しており、効果的に研修を運用できるスキルが必要
 - 自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができ、また研修実施内容のバランスを確認、アドバイスできるスキルが必要。
- **サポートスタッフとして参画する場合**は、どのようなサポートが必要かを伝えられることが重要
 - 自分自身の困りごとだけを話すのではなく、困りごとに対してどのようなサポートをすることが必要であるか、どのように解決すべきかを伝えられることが重要。

バリアフリー障害当事者リーダー養成研修

<NP0 法人 DPI 日本会議>

バリアフリーリーダー養成研修は、法制度はもとより、自身の障害だけでなく、様々な障害も含めた広い視点を持ち、行政主催の委員会等で問題提起や具体的提案のできる、バリアフリーに精通した障害当事者の人材発掘、育成を目的としています。

2007年からDPI日本会議バリアフリー部会が主催（交通エコロジー・モビリティ財団が助成）して毎年開催しています。都市部だけでなく地方でも開催しており、開催地の地元障害者団体が事務局を担い、その地域の問題も含め、前期後期で合わせて3日間のプログラムを行っています。

2018年のバリアフリー法改正で、障害当事者による評価の仕組みが盛り込まれたこともあり、行政や事業者の研修も障害当事者が講師となるニーズが高まっています。このような機会を最大限に活かし、的確に伝えることができるようになるために、多方面で活動しているリーダーの障害当事者や専門家を招き、講義やグループワークを通じて、変化していく法制度や、これまで気づけなかった多くの事柄を学びます。

自分の経験や意見を伝えることはとても重要ですが、それだけではなく、他の障害に関する課題も理解し、総合的な視点で提案していくことが、よりよいバリアフリー化を進めていくために重要です。

受講生は、交通エコロジー・モビリティ財団主催の交通事業者向け研修「交通サポートマネージャー研修」をはじめとした様々な研修会の講師やアドバイザーとして活躍しています。



1-3 教育啓発特定事業の実施内容

これまでも行政を中心として、体験学習や啓発活動等の心のバリアフリーに関する取組が実施されています。今後、多様な関係者が連携し、創意工夫を凝らした様々な取組が、学校連携教育事業、理解協力啓発事業として実施されることが期待されます。



ここがポイント💡

- 👉 全国で体験型学習や普及啓発等として、さまざまな工夫を凝らした心のバリアフリーの推進の取組が進められています。
- 👉 例えば ICT 技術等の先進技術が情報のバリアフリーを飛躍的に進歩させることが期待されており、その活用の可能性について検討することも考えられます。

教育啓発特定事業の事業内容の例

	事業内容（例）	主な実施主体	主な協力主体
学校連携教育事業	学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催	市町村、施設管理者、公共交通事業者 等	学校
	旅客施設におけるバリアフリー教室の開催	市町村、公共交通事業者 等	学校
	児童、生徒又は学生が参加したバリアフリーまち歩き点検や、この成果としてのバリアフリーマップ作成体験等の実施	市町村	学校、地域住民 等
理解協力啓発事業	障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催	市町村	関係団体
	公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施	公共交通事業者	市町村
	優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示	市町村	公共交通事業者、施設管理者 等
	施設管理者等や地域住民と協働したまち歩き点検等の実施	市町村	地域住民、施設管理者 等

◆ 心のバリアフリーに関する多様な取組事例

声かけサポーター養成事業

<静岡県>

静岡県では、障害のある方の事故を未然に防止するため、県内の高校生や地域住民を対象に、駅ホームや路上等で障害者に対する声かけを行う際のコツやタイミングを習得することを目的とした「声かけサポーター養成講座」を開催し、講師や障害当事者による講義のほか、駅ホーム等での実技演習を実施しています。

なお、静岡県では目の不自由な方や車椅子使用の方への声かけ、お手伝いの方法等についてまとめた「声かけ・サポート動画」や「声かけ・サポートハンドブック」を作成しており、ハンドブックは養成講座の講義にも活用されています。



小・中学生への障害理解教育の推進

<北九州市>

北九州市では、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進についての継続的な取組が実施されています。

取組を通じて、特別支援学校と小・中及び高等学校の児童生徒が、スポーツや学習を一緒に体験し、お互いの良さや違いを理解することで、「障害者理解の促進」を図っています。

スポーツを通じた交流では、市が発祥の障害者スポーツ「ふうせんバレーボール」も取り入れられています。



◆ 心のバリアフリーの実施に関する支援制度等

教育啓発特定事業をはじめとして、心のバリアフリーに関する取組を実施する場合には、以下の支援制度等が活用可能な場合があります。

【心のバリアフリーの実施に関する支援制度等】

☞ 費用の支援

- ・障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）〔厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室〕
- ・心のバリアフリー推進事業 〔(公財) エコロジー・モビリティ財団〕

☞ 人的な支援

- ・バリアフリープロモーター制度 〔国土交通省 各地方運輸局 バリアフリー推進課、内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室〕

☞ その他

- ・観光施設における心のバリアフリー認定制度 〔観光庁 観光産業課〕

地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）

理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業（必須事業））

目 的

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第1項1号、市町村必須事業）

実施主体・対象者

実施主体：市町村 対象者：実施主体管内の地域住民

事業内容

- 1 実施内容**
実施主体が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業
- 2 実施形式**
次のいずれかの形式により事業を実施
 - （1）教室等開催：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等の障害特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
 - （2）事業所訪問：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
 - （3）イベント開催：有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
 - （4）広報活動：障害者の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
 - （5）身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組
 - ・ 具体的事例を通じ、障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアフリーを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。
 - ・ 内部障害等、外見からは障害があることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるために有効となるツール等の周知・頒布を行う。
 - ・ サービス業をはじめとする企業の従業員向けに障害のある方に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。
 - （6）その他形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通じて相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 祖覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ これまでの地域生活支援事業等補助金実績報告をもとに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

バリアフリープロモーター制度

国土交通省では、バリアフリーに関する有識者、専門家、先進的な取組を実施している自治体関係者、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成やボランティア活動等において熱心な活動をされている方、障害者スポーツ関係者等、各分野の人材をバリアフリープロモーターとして認定し、プロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、地方運輸局等の行うバリアフリー施策において活動していただいています。

バリアフリープロモーターは各地方運輸局等による認定制となっており、プロモーターの名簿を各地方運輸局等のホームページに掲載しています。

【バリアフリープロモーターに期待する役割】

- ・自治体に対する移動等円滑化促進方針及び基本構想の新規作成や更新を促進するための活動
- ・移動等円滑化促進方針及び基本構想作成支援セミナーの参画
- ・バリアフリーマップの作成を促進するための活動
- ・バリアフリー教室の講師
- ・バリアフリー施策の推進や各種課題に対する相談への協力 等

バリアフリープロモーターの活動例 <国土交通省関東運輸局>

関東運輸局では、令和3年7月にバリアフリープロモーターの学識経験者の協力のもと、市からバリアフリーマップの作成に関する支援を受けた高等専修学校において、「バリアフリーマップの役割について」というテーマで、鉄道施設における視覚障害者の高速エスカレーター利用の課題など“まちなかの様々なバリア”について、また“バリアフリーマップって何？”といったバリアフリーマップの必要性や他市における作成例の講義と、歩行者用信号機の音の強弱の説明などを交え、道の凹凸している箇所などを車椅子で走行して確認する実地調査を行いました。



心のバリアフリー推進事業

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団では、共生社会ホストタウンによるマスタープランや基本構想の作成を視野に入れつつ、地方におけるバリアフリー化の一層の推進、また、その取組がレガシーとして全国に広がっていくよう、「心のバリアフリー」の取組など共生社会ホストタウンにおけるバリアフリー施策の強化を継続的に支援するため、心のバリアフリー推進事業による支援を行っています。

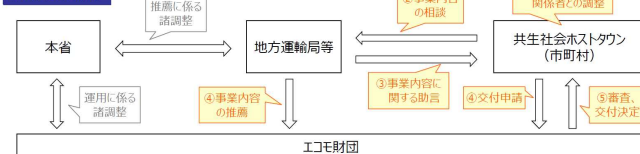
事業概要

- 対象者：共生社会ホストタウンに認定されている市町村
- 対象経費：次の①～③のいずれかに要する費用。
 - ①まちあるき点検の実施
 - ②バリアフリーマップの作成
 - ③その他バリアフリー教室の開催等「心のバリアフリー」の推進に係る取組
- 助成対象期間：2021年10月1日～2025年3月31日
※申請は2024年3月31日まで
- 助成限度額：上限200万円

採択要件：

- ① 高齢者、障害者等の当事者の参画。
- ② 市町村のバリアフリー施策担当者の参画。（実施主体が団体等市町村ではない場合）
- ③ 採択された次の年度に実施されるシンポジウム等の場において、取組内容の展示・発表等の取組への協力。
- ④ 地方運輸局等の職員を取組のオブザーバーとして関与させること。

事業実施の流れ



※対象者は共生社会ホストタウンに限られます。
※事業の申請・実施には期限があります。

観光施設における心のバリアフリー認定制度

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設しており、認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークを交付しています（認定期間は5年間）。

これにより、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進しています。

観光施設
心のバリアフリー認定



1-4 教育啓発特定事業の進め方

基本構想に基づき教育啓発特定事業を実施する場合のポイントについては、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6-5. 特定事業の設定」を参照してください。

◆ 基本構想に教育啓発特定事業を位置づける際の留意点

基本構想に教育啓発特定事業を位置づける際の留意点

項目	留意点
特定事業の関係者に対して十分な協議が必要	- 基本構想に特定事業を位置づける場合、市町村は、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に事前に協議することが必要です。 - 教育啓発特定事業のうち、「移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業」を位置づけようとする場合は、学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、事業主体のみならず、（教育委員会等の）学校関係者、地域住民、関係団体とも十分に事前に協議を行い、関係者の意向等を踏まえることが重要です。
特定事業計画の作成・事業計画に基づく事業の実施が必要	- 基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。 - バリアフリー法における特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課されていませんが、できる限り移動等円滑化基準や関連するガイドライン等の内容を踏まえ、実施されるべきと考えられます。しかし、建築物の一部を改修する場合等、施設全体で移動等円滑化基準にすべて適合できない場合もあります。したがって、移動等円滑化基準にすべて適合しないバリアフリー化等の事業内容であっても、特定事業として積極的に位置づけ、段階的なバリアフリー化を進めていくことも重要です。 - 教育啓発特定事業については、基本構想に位置づけられた場合、事業を実施する市町村又は施設設置管理者は、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（学校と連携する事業について定める場合には、関係する市町村、施設設置管理者および学校）に意見を聴いた上で教育啓発特定事業計画を作成し、作成した計画を関係者に送付する必要があります。 - 事業を実施する者は、定められた教育啓発特定事業計画に基づき事業を実施する必要がありますが、特に学校と連携する場合には、計画作成段階で学校の意見を十分に聞くことが円滑かつ確実な事業の実施につながります。 - なお、<u>定期的な取組内容の充実や事業の効果の測定方法（例：心のバリアフリーや障害の社会モデルに関する理解度）について記載することも考えられます。</u>
特定事業を実施する対象範囲を検討	- 原則として、特定事業は重点整備地区内で実施するものを基本構想に位置づけることができます。 - 教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等重点整備地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。
市町村における各種計画・事業等との連携を検討	- 基本構想の内容は、市町村が定めている移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和が保たれていることが必要ですが、特定事業についても、市町村が有している上記の計画等に基づく事業と連携して実施することが重要です。 - なお、教育啓発特定事業の実施に際しては、市町村が開催する障害者の理解を深めるための学習の機会や講演会等に対して厚生労働省が実施している支援スキーム※を活用することが可能です。 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 1 号の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）

※『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6-5. 特定事業の設定」に記載のない事項については、**太字**で記載しています。

◆ 特定事業に関する記載事項

特定事業に関する記載事項	
項目	記載事項
実施する特定事業の種類を記載	・実施する特定事業について、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業の別を記載します。 ・「心のバリアフリー」などのソフト対策に係る事業については、これまで特定事業としてではなく、その他の関係する事業として基本構想に位置づけられるものも存在しますが、新たに特定事業として実施する場合や、見直しにより特定事業として位置づける場合には、当該事業が「教育啓発特定事業」として実施されることを明記しましょう。
特定事業の実施者を記載	・特定事業を実施する主体や関係者を記載します。 ・なお、教育啓発特定事業の実施主体となり得る市町村又は施設設置管理者のうち、施設設置管理者には、公共交通事業者等だけではなく、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等が含まれることから、例えば、重点整備地区内に事務所や施設を有する企業等が実施する取組を教育啓発特定事業として記載することも可能です。
特定事業の内容・実施する対象施設（対象地区）等を記載	・特定事業を実施する対象となる特定旅客施設、特定車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特定建築物や、具体的な地区等を記載します。 ・教育啓発特定事業を実施する地区や場所等については、具体的には特定事業計画に記載されますが、主として重点整備地区内で実施するのか、重点整備地区内外に渡って実施するのか、実施する教育啓発特定事業に求められる効果を勘案してあらかじめ明確にしておくといでしょう。
特定事業の実施予定期間を記載	・事業の着手予定時期、完了予定期間を記載します。基本構想に記載する事業の実施予定期間としては、基本構想の目標年次の期間中、どの時期に実施するのか、必要に応じて継続して実施していくものなのかを記載しましょう。 ・なお、当面事業実施の見込みがない場合でも、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載します。 ・また、<u>教育啓発特定事業はその性質上、継続的な取組の実施や事業の効果を踏まえた取組内容の見直しが求められるものであることから、具体の目標時期等を記載せず、短期・中長期等に区分して記載することも可能です。</u>
その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項を記載	・教育啓発特定事業を実施する際に配慮が必要な重要事項を記載します。特に、事業実施に当たって、関係者があらかじめ理解しておくべき共通事項を記載しておくことが重要です。 ・また、<u>多様な障害当事者の意見の反映や、事業を実施する上での安全確保・感染症対策等の特に配慮すべき事項について記載することも考えられます。</u>

※『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6－5．特定事業の設定」に記載のない事項については、**太字**で記載しています。

◆ 教育啓発特定事業計画の作成例

教育啓発特定事業計画の作成例については、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「8－1．特定事業計画の作成体制と作成手順」を参照してください。

◆ その他事業の実施にあたっての留意事項

教育啓発特定事業の検討及び評価に当たっては、**障害当事者が参画することとし、障害当事者による視点を取組内容に反映させることが重要**です。具体的な事業内容に応じた当事者参画のあり方については、第2章以降の各実施マニュアルや各事例も参照しつつ、**最大限当事者の声が反映されるよう工夫することが必要**となります。